

2 各出張所等 別

<事業課 管内>

事業課管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	12
【Ⅱ 河川施設編】	-----	15
1. 河川の維持管理実施計画		
(1)道管理河川一覧	-----	16
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	18
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	22
【Ⅲ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	24
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1)砂防関係施設一覧	-----	25
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	31
【Ⅳ 海岸編】	-----	33
1. 海岸の維持管理実施計画		
(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)	-----	34
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	35
【Ⅴ 資料編】	-----	36
1. 管内関係機関	-----	37
2. 水防等資材保管一覧	-----	37

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

当管内は、北海道石狩平野の南西部に位置し、政令指定都市の札幌市、及び石狩川の左岸側の近隣の江別市、石狩市、小樽市の一部を有する地域です。

総面積は、約2,029km²で1市と3市の一部にわたっています。

管内の総人口は、約224万人(住民基本台帳人口:令和5年1月現在)です。

気候は、日本海型気候で、夏はさわやか、冬は積雪寒冷を特徴としており、四季の移り変わりが鮮明です。

産業は、札幌市を中心として多種多様な産業が営まれています。

事業課が管理する河川等の現況は、河川管理延長が287.6km、砂防指定地115箇所、急傾斜地崩壊危険区域7箇所、海岸管理延長が4.9kmとなっています。

管内に札幌市を抱えており管理対象である公共土木施設の多くが、その都市部内にあるという特徴があります。

(2)所管区域

札幌市・江別市・石狩市・小樽市(一部)

(3)管内図



(4) 管理状況

○河川

	河川数	管理延長(km)
石狩川水系	38	214.9
新 川水系	17	72.7
合計	55	287.6

○砂防・急傾斜

砂防指定地		
	箇所数	面積(ha)
石狩川水系	67	257.6
新 川水系	48	182.6
合計	115	440.2

急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)
7	6.83

○海岸

海岸名	管理延長(km)
石狩海岸	
海岸保全区域	2.8
一般公共海岸	2.1
合計	4.9

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

Ⅱ 河川施設編

1.河川の維持管理実施計画

(1)道管理河川一覧（事業課管内）

級種	水系名	河川名	市町村	管理区間延長
1	石狩川	伏籠川	札幌市	5.9
1	石狩川	発寒川	札幌市	8.2
1	石狩川	創成川	札幌市	1.3
1	石狩川	茨戸耕北川	札幌市	0.5
1	石狩川	旧伏籠川	札幌市	2.4
1	石狩川	旧琴似川	札幌市	3.4
1	石狩川	篠路新川	札幌市	3.9
1	石狩川	旧琴似川放水路	札幌市	1.1
1	石狩川	豊平川	札幌市	33.1
1	石狩川	厚別川	札幌市	27.7
1	石狩川	世田豊平川	札幌市	1.2
1	石狩川	麻別川	札幌市	4.3
1	石狩川	野津幌川	札幌市	10.5
1	石狩川	小野津幌川	札幌市	4.5
1	石狩川	旧豊平川	札幌市	3.5
1	石狩川	三里川	札幌市	6.2
1	石狩川	二里川	札幌市	1.4
1	石狩川	清田川	札幌市	2.2
1	石狩川	月寒川	札幌市	12.8
1	石狩川	望月寒川	札幌市	11.3
1	石狩川	望月寒川放水路	札幌市	2.1
1	石狩川	米里川	札幌市	1.6
1	石狩川	ラウネナイ川	札幌市	2.2
1	石狩川	うらうちない川	札幌市	0.2
1	石狩川	精進川	札幌市	6.2
1	石狩川	精進川放水路	札幌市	0.6
1	石狩川	真駒内川	札幌市	15.0
1	石狩川	穴の川	札幌市	4.2
1	石狩川	穴の川放水路	札幌市	0.1
1	石狩川	白井川	札幌市	12.8
1	石狩川	小樽内川	札幌市	1.4
1	石狩川	薄別川	札幌市	7.0
1	石狩川	小川	札幌市	4.0

級種	水系名	河川名	市町村	管理区間延長
1	石狩川	早苗別川	江別市	7.5
1	石狩川	早苗別川放水路	江別市	1.6
1	石狩川	筋違川	江別市	1.9
1	石狩川	東2号川	江別市	0.6
1	石狩川	豊幌川	江別市	0.5
計		1水系 38河川		214.9
2	新川	新川	札幌市	10.0
2	新川	濁川	札幌市	5.1
2	新川	東濁川	札幌市	2.0
2	新川	手稻土功川	札幌市	2.7
2	新川	稻積川	札幌市	1.2
2	新川	中の川	札幌市	8.4
2	新川	旧軽川	札幌市	1.3
2	新川	第一わらび川	札幌市	1.6
2	新川	第二わらび川	札幌市	1.5
2	新川	軽川	札幌市	4.5
2	新川	三樽別川	札幌市	1.2
2	新川	旧中野川	札幌市	4.8
2	新川	西野川	札幌市	2.8
2	新川	琴似発寒川	札幌市	11.7
2	新川	琴似川	札幌市	7.8
2	新川	界川	札幌市	3.5
2	新川	左股川	札幌市	2.6
計		1水系 17河川		72.7
合 計		55河川		287.6

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。
【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR5年度対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないように 그리스アップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○電動式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は、市が実施(操作点検委託)	○R6点検整備箇所数N=52箇所(60門) (内、エンジン式ゲート数N=10箇所、12門) (内、電動式N=7箇所、13門) (内、手動式N=35箇所、35門)		
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)				
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施				
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			○R6年度点検整備箇所数 N=11基	
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や観水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は、市等と連携して実施(5月頃) ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は、市等と連携して実施(5月頃) ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は、市等と連携して実施(5月頃) ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は、市等と連携して実施(5月頃) ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市等と連携して実施(5月頃)			
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市等と連携して実施(5月頃)		○R6看板取替、補修予定なし	

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。
【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市等と連携して実施(5月頃)		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる			
		結水除去	融雪期に河道全体が結水、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結水閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結水を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結水等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結水除去	○要注意河川に関して気象情報、水位データ等を監視し、札幌市とも連携して迅速に対応する。	○R6融雪災害危険箇所 ○望月寒川 (望月寒川橋上流から月寒公園5号橋上流まで) (望月寒12号橋下流から札幌くりのみ幼稚園地先無名橋下流まで) ○精進川 (中の島メロディートンネルから精進川放水路合流点下流まで) ○伏籠川(旧川) (伏籠川合流点から丘珠3号排水路合流点付近まで)	「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
	流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施			
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討	○地域住民と意見交換をしながら必要に応じた伐開を実施。	○市民団体協働の川づくり事業(R5年度実施団体)・なし ※6月中に要望箇所を調整(予定)		
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生防止のため、不法投棄物を見つけた場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。
【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用道路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収集して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>	○地域住民と意見交換をしながら必要に応じた草刈を実施。	<p>○市民団体協働の川づくり事業(R5年度実施団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽川と桜並木を育てる会(軽川) ・精進川美化緑化の会(精進川) ・樺路地区街づくり促進委員会(旧琴似川) ・栄町振興会(旧琴似川) ・NPO法人あしりべつの川の会(厚別川) ・発寒バレス自治会(琴似発寒川) ・栄町振興会(旧琴似川) <p>※6月中に要望箇所調整(予定)</p>	除草区間図に明示	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施					
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
	環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
	その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施</p>				

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。
【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する			
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建設管理部の管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	○早苗別川可動堰(江別市に操作運営管理委託)		施設箇所明示(パトロール図)	
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建設管理部の管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	○旧中の川排水機場外(札幌市に操作運営管理委託)		施設箇所明示(パトロール図)	
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する		水防等資材保管一覧表(別途資料)	
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約				
		定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月10開庁日までに提出		○定期点検(5回) ・出水期前1回(5月) ・7~10月各1回		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる					

札幌建設管理部事業課管内図

治水系パトロール実施区間

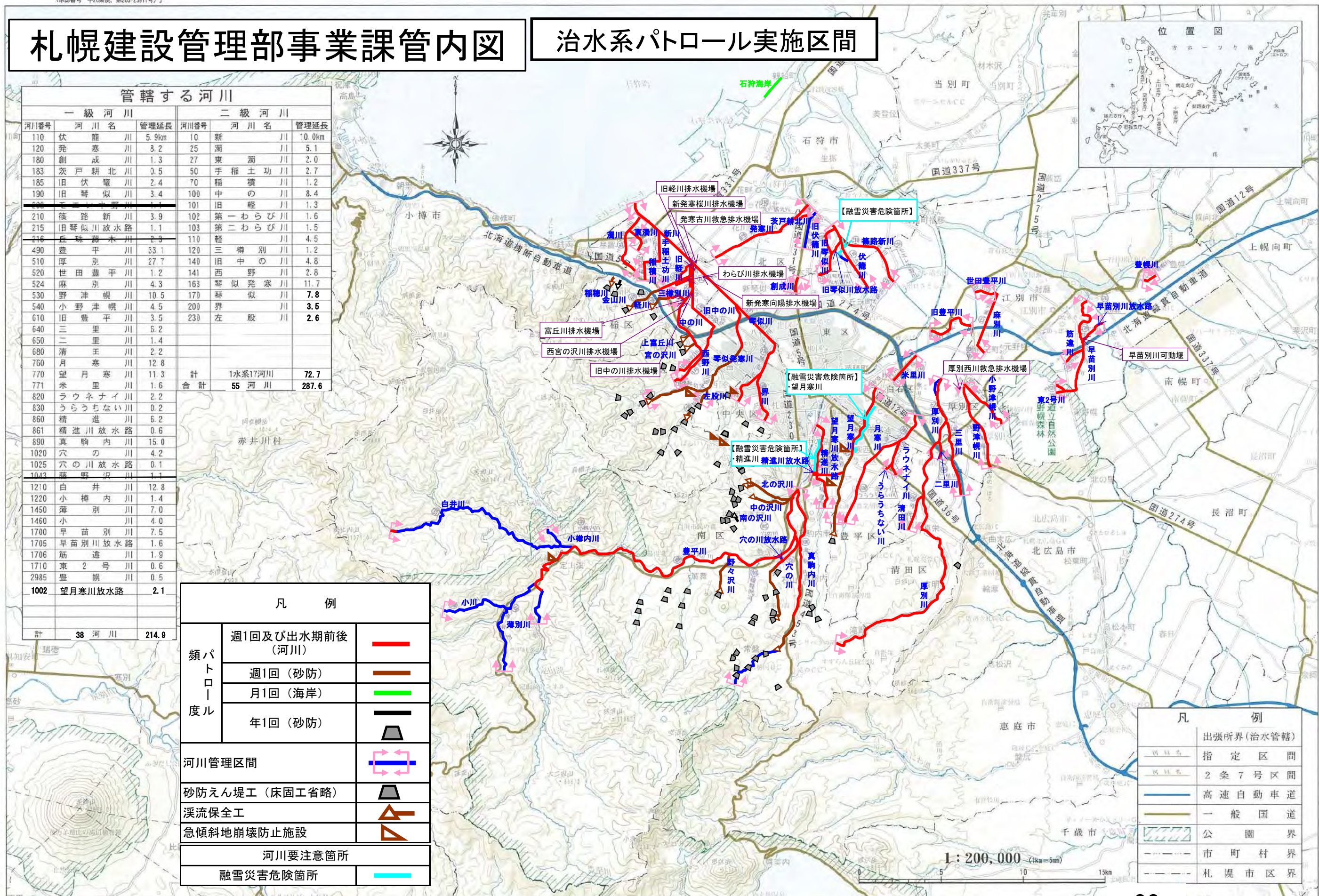


管轄する河川					
一級河川			二級河川		
河川番号	河川名	管理延長	河川番号	河川名	管理延長
110	伏龍川	5.9km	10	新川	10.0km
120	発寒川	3.2	25	濁川	5.1
180	創成川	1.3	27	東蜀川	2.0
183	次戸耕北川	2.5	50	手稲土功川	2.7
185	旧伏籠川	2.4	70	稲積川	1.2
190	旧琴似川	3.4	100	中の川	8.4
209	毛走川	1.3	101	旧軽川	1.3
210	篠路新川	3.9	102	第一わらび川	1.6
215	旧琴似川放水路	1.1	103	第二わらび川	1.5
216	丘珠藤木川	2.3	110	軽川	4.5
490	豊平川	33.1	120	三橋別川	1.2
510	厚別川	27.7	140	旧中の川	4.8
520	世田豊平川	1.2	141	西野川	2.8
524	麻別川	4.3	163	琴似発寒川	11.7
530	野津幌川	10.5	170	琴似川	7.8
540	小野津幌川	4.5	200	界川	3.5
610	旧豊平川	3.5	230	左股川	2.6
640	三里川	6.2			
650	二里川	1.4			
680	清王川	2.2			
760	望月寒川	12.8			
770	望月寒川	11.3			
771	米里川	1.6			
820	ラウネナイ川	2.2			
830	うらうちない川	0.2			
860	精進川	5.2			
861	精進川放水路	0.6			
890	真駒内川	15.0			
1020	穴の川	4.2			
1025	穴の川放水路	0.1			
1043	藤野沢川	1.1			
1210	白井川	12.8			
1220	小樽内川	1.4			
1450	薄別川	7.0			
1460	小川	4.0			
1700	早苗別川	7.5			
1705	早苗別川放水路	1.6			
1706	筋違川	1.9			
1710	東2号川	0.6			
2985	豊月幌川	0.5			
1002	望月寒川放水路	2.1			
計	38 河川	214.9			

凡 例		
頻度	週1回及び出水期前後 (河川)	— (赤)
	週1回 (砂防)	— (茶)
	月1回 (海岸)	— (緑)
	年1回 (砂防)	— (黒)
河川管理区間		— (赤/青)
砂防えん堤工 (床固工省略)		▲ (黒)
溪流保全工		▲ (茶)
急傾斜地崩壊防止施設		▲ (茶)
河川要注意箇所		
融雪災害危険箇所		— (青)

凡 例	
— (赤)	出張所界 (治水管轄)
— (茶)	指定区間
— (茶)	2条7号区間
— (青)	高速自動車道
— (黄)	一般国道
— (緑)	公園界
— (黒)	市町村界
— (黒)	札幌市区界

1:200,000 (1km=5mm)



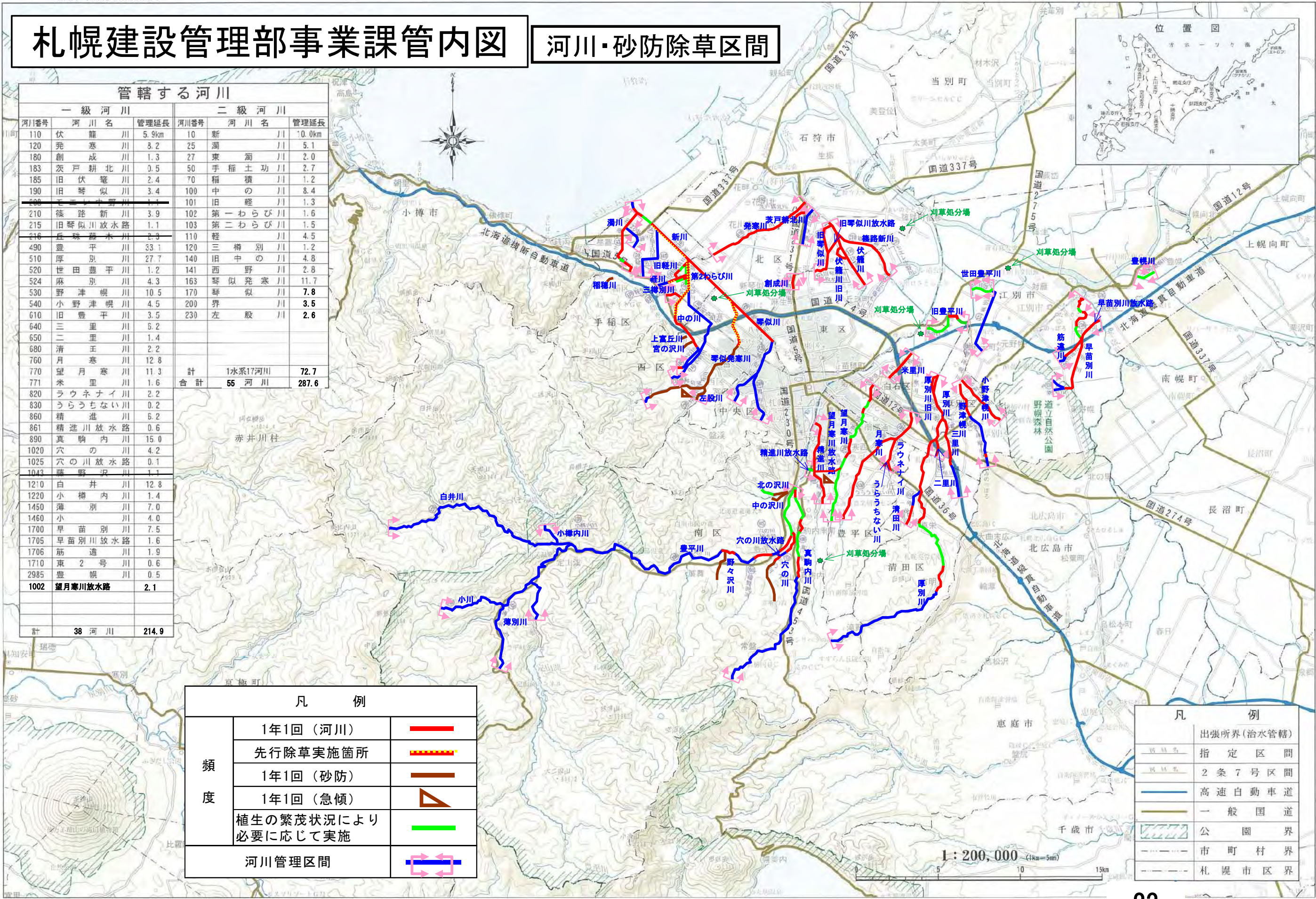
札幌建設管理部事業課管内図

河川・砂防除草区間

管轄する河川					
一級河川			二級河川		
河川番号	河川名	管理延長	河川番号	河川名	管理延長
110	伏籠川	5.9km	10	新川	10.0km
120	発寒川	8.2	25	濁川	5.1
180	創成川	1.3	27	東蜀川	2.0
183	次戸耕北川	0.5	50	手稲土功川	2.7
185	旧伏籠川	2.4	70	稲積川	1.2
190	旧琴似川	3.4	100	中の川	8.4
209	モリノ中野川	1.1	101	旧琴似川	1.3
210	篠路新川	3.9	102	第一わらび川	1.6
215	旧琴似川放水路	1.1	103	第二わらび川	1.5
216	丘珠藤木川	2.3	110	軽川	4.5
490	豊平川	33.1	120	三橋別川	1.2
510	厚別川	27.7	140	旧中の川	4.8
520	世田豊平川	1.2	141	西野川	2.8
524	麻別川	4.3	163	琴似発寒川	11.7
530	野津幌川	10.5	170	琴似川	7.8
540	小野津幌川	4.5	200	界似川	3.5
610	旧豊平川	3.5	230	左股川	2.6
640	三里川	6.2			
650	二里川	1.4			
680	清王川	2.2			
760	月寒川	12.8			
770	望月寒川	11.3	計	1水系17河川	72.7
771	米里川	1.6	合計	55河川	287.6
820	ラウネナイ川	2.2			
830	うらうちない川	0.2			
860	精進川	5.2			
861	精進川放水路	0.6			
890	真駒内川	15.0			
1020	穴の川	4.2			
1025	穴の川放水路	0.1			
1043	藤野沢川	1.1			
1210	白井川	12.8			
1220	小樽内川	1.4			
1450	薄別川	7.0			
1460	小川	4.0			
1700	早苗別川	7.5			
1705	早苗別川放水路	1.6			
1706	筋違川	1.9			
1710	東2号川	0.6			
2985	豊平川	0.5			
1002	望月寒川放水路	2.1			
計	38河川	214.9			

凡 例		
頻 度	1年1回 (河川)	—
	先行除草実施箇所	—
	1年1回 (砂防)	—
	1年1回 (急傾)	▲
	植生の繁茂状況により必要に応じて実施	—
	河川管理区間	—

凡 例	
—	出張所界 (治水管轄)
—	指定区間
—	2条7号区間
—	高速自動車道
—	一般国道
—	公園界
—	市町村界
—	札幌市区界



Ⅲ 砂防・地すべり・急傾斜編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧

砂防設備

【砂防施設1級】

(箇所)

番号	級	水系名	幹川名	溪流名	工種	えん堤名	諸元	施工年度	市町村名	施設数
101	1	石狩川	北の沢川	右北の沢川	ダム	北の沢1号ダム	h=8.5	S47	札幌市	1
102	1	石狩川	北の沢川	左北の沢川	ダム	北の沢2号ダム	h=8.0	S48~S49	札幌市	1
103	1	石狩川	北の沢川	北の沢川	ダム	北の沢3号ダム	h=6.5	S49	札幌市	1
104	1	石狩川	北の沢川	北の沢川	床固工	北の沢4号床固工	h=4.0	S50	札幌市	1
105	1	石狩川	北の沢川	北の沢川	ダム	北の沢5号ダム	h=7.0	S61~S62	札幌市	1
106	1	石狩川	北の沢川	左北の沢川	床固工	左北の沢床固工群		S60~S61	札幌市	5
107	1	石狩川	中の沢川	右中の沢川	ダム	中の沢川1号ダム	h=7.0	S43	札幌市	1
108	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	ダム	中の沢川2号ダム	h=7.0	S44	札幌市	1
109	1	石狩川	中の沢川	左中の沢川	床固工	中の沢川3号床固工	h=4.0	S45	札幌市	1
110	1	石狩川	中の沢川	左中の沢川	ダム	中の沢川4号ダム	h=6.0	S46	札幌市	1
111	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	床固工	中の沢川5号床固工	h=4.0	S47	札幌市	1
112	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	床固工	中の沢川6号床固工	h=4.0	S47	札幌市	1
113	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	床固工	中の沢川7号床固工	h=4.0	S47	札幌市	1
114	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	床固工	中の沢川8号床固工	h=4.0	S48	札幌市	1
115	1	石狩川	中の沢川	左中の沢川	床固工	中の沢川9号床固工	h=4.0	S48	札幌市	1
116	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	ダム	中の沢川10号ダム	h=7.3	S52	札幌市	1
117	1	石狩川	南の沢川	右南の沢川	床固工	南の沢川1号ダム	h=4.0	S50	札幌市	1
118	1	石狩川	南の沢川	南の沢川	ダム	南の沢川2号ダム	h=9.0	S51~S52	札幌市	1
119	1	石狩川	南の沢川	南の沢右の沢川	ダム	南の沢川3号ダム	h=7.0	S53	札幌市	1
120	1	石狩川	南の沢川	南の沢右の沢川	ダム	南の沢川4号ダム	h=9.0	S58~S59	札幌市	1
121	1	石狩川	南の沢川	南の沢川	床固工	南の沢川床固工群		S56~S57	札幌市	4
122	1	石狩川	滝の沢川	滝の沢川	ダム	滝の沢川1号ダム	h=6.5	S47	札幌市	1
123	1	石狩川	滝の沢川	滝の沢川	ダム	滝の沢川2号ダム	h=6.5	S48	札幌市	1
124	1	石狩川	滝の沢川	滝の沢川	ダム	滝の沢川3号ダム	h=5.5	S50	札幌市	1
125	1	石狩川	簾舞川	簾舞川	ダム	簾舞ダム	h=8.0	S41~S42	札幌市	1
126	1	石狩川	簾舞川	簾舞川	ダム	簾舞川御料ダム	h=11.5	S43~S46	札幌市	1
127	1	石狩川	簾舞川	簾舞川	ダム	簾舞川東御料ダム	h=10.0	S47~S48	札幌市	1
128	1	石狩川	オカバルシ川	オカバルシ川	ダム	オカバルシ川1号ダム	h=6.0	S49~S50	札幌市	1
129	1	石狩川	オカバルシ川	オカバルシ川	ダム	オカバルシ川2号ダム	h=9.0	S56~S57	札幌市	1
130	1	石狩川	真駒内川	真駒内川	床固工	真駒内川No.1床固工	h=3.2	S59~S60	札幌市	1
131	1	石狩川	真駒内川	真駒内川	床固工	真駒内川常盤1号ダム	h=4.8	S51	札幌市	1
132	1	石狩川	真駒内川	真駒内川	ダム	真駒内川常盤2号ダム	h=7.5	S52~S53	札幌市	1
133	1	石狩川	真駒内川	真駒内川	ダム	真駒内川常盤3号佐伯ダム	h=8.0	S60~S61	札幌市	1
134	1	石狩川	真駒内川	鳥居沢川	ダム	鳥居沢1号ダム	h=12.5	S48~S49	札幌市	1
135	1	石狩川	真駒内川	鳥居沢川右支川	ダム	鳥居沢2号ダム	h=10.5	S50~S51	札幌市	1
136	1	石狩川	真駒内川	湯の沢川	ダム	湯の沢ダム	h=9.0	S47	札幌市	1
137	1	石狩川	真駒内川	万計沢川	ダム	万計沢川空沼ダム	h=11.5	S44~S46	札幌市	1
138	1	石狩川	真駒内川	右小滝の沢川	ダム	右小滝の沢ダム	h=8.5	S63~H1	札幌市	1
139	1	石狩川	厚別川	厚別川	床固工	厚別川床固工	h=5.0	S63~H1	札幌市	1
		小計		19 溪流			46 施設			

【砂防施設1級】

(箇所)

番号	級	水系名	幹川名	溪流名	工種	えん堤名	諸元	施工年度	市町村名	施設数
140	1	石狩川	精進川	精進川	床固工	精進川駒ヶ丘ダム	h=5.0	S46	札幌市	1
141	1	石狩川	精進川	左精進川	ダム	精進川1号ダム	h=6.0	S47	札幌市	1
142	1	石狩川	精進川	左精進川	床固工	精進川2号ダム	h=4.0	S48	札幌市	1
143	1	石狩川	望月寒川	望月寒川	床固工	望月寒川床固工	h=3.5	S42	札幌市	1
144	1	石狩川	大曲川	大曲川	床固工	大曲川ダム	h=5.0	H5~H9	札幌市	1
146	1	石狩川	空沢川	空沢川	ダム	空沢川2号ダム	h=7.5	H9~H10	札幌市	1
145	1	石狩川	空沢川	空沢川	ダム	空沢川1号ダム	h=7.0	H11~H12	札幌市	1
147	1	石狩川	北の沢川	右北の沢川	床固工	右北の沢床固工群		H2~H6	札幌市	5
148	1	石狩川	穴の川	穴の川	ダム	穴の川第1号えん堤	h=7.0	S58~S59	札幌市	1
149	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第1号床固工	h=4.0	H1	札幌市	1
150	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第1号基幹床固工	H=3.7	H1	札幌市	1
151	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第2号床固工	h=3.7	H7~H10	札幌市	1
152	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第2号基幹床固工	h=2.9	H8	札幌市	1
153	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第3号床固工	h=4.5	H21	札幌市	1
154	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第3号基幹床固工	h=3.5	H17	札幌市	1
155	1	石狩川	穴の川	穴の川	ダム	穴の川第4号床固工	h=7.5	H18	札幌市	1
156	1	石狩川	穴の川	穴の川	床固工	穴の川第1号流木止工	h=5.0	H17	札幌市	1
157	1	石狩川	穴の川	石山1号沢川	ダム	穴の川第2号溪流砂防えん堤	h=7.0	H22~H24	札幌市	1
158	1	石狩川	穴の川	藤井の沢川	ダム	穴の川第3号溪流砂防えん堤	h=11.0	H22~H27	札幌市	1
159	1	石狩川	穴の川	左2号沢川	ダム	穴の川第6号溪流砂防えん堤	h=11.0	H22~H26	札幌市	1
160	1	石狩川	野々沢川	野々沢川	ダム	野々沢川第1号えん堤	h=11.0	S57~S58	札幌市	1
161	1	石狩川	野々沢川	野々沢川	床固工	野々沢川第1号床固工	h=5.0	H10	札幌市	1
162	1	石狩川	野々沢川	野々沢川	床固工	野々沢川第1号基幹床固工	h=4.5	H12	札幌市	1
163	1	石狩川	野々沢川	野々沢川	ダム	野々沢川第2号床固工	h=7.9	H12	札幌市	1
164	1	石狩川	厚別川	真栄川	ダム	真栄川砂防堰堤	h=6.0	H28~R3	札幌市	1
165	1	石狩川	厚別川	真栄川	床固工	真栄川床固工	h=4.5	H28~R3	札幌市	1
	1	石狩川	穴の川	穴の川	溪流保全工	穴の川溪流保全工	L=3.6km	H22~H24	札幌市	1
	1	石狩川	北の沢川	左北の沢川	溪流保全工	左北の沢溪流保全工	L=0.6km	S62~H6	札幌市	1
	1	石狩川	北の沢川	右北の沢川	溪流保全工	右北の沢溪流保全工	L=0.3km	S62~H6	札幌市	1
	1	石狩川	北の沢川	北の沢川	溪流保全工	北の沢川溪流保全工(上)	L=0.1km	S61~S62	札幌市	1
	1	石狩川	北の沢川	北の沢川	溪流保全工	北の沢川溪流保全工(中)	L=0.4km	S51~S58	札幌市	1
	1	石狩川	北の沢川	北の沢川	溪流保全工	北の沢川溪流保全工(下)	L=3.1km	S51~S58	札幌市	1
	1	石狩川	中の沢川	中の沢川	溪流保全工	中の沢川溪流保全工	L=2.4km	S49~S63	札幌市	1
	1	石狩川	中の沢川	左中の沢川	溪流保全工	左中の沢川溪流保全工	L=0.1km	S49~S63	札幌市	1
	1	石狩川	野々沢川	野々沢川	溪流保全工	野々沢川溪流保全工	L=2.8km	S57~H12	札幌市	1
	1	石狩川	真駒内川	真駒内川	溪流保全工	真駒内川溪流保全工	L=2.0km	S53~S62	札幌市	1
	1	石狩川	南の沢川	南の沢川	溪流保全工	南の沢川溪流保全工	L=0.3km	S56~S58	札幌市	1
	1	石狩川	望月寒川	望月寒川	溪流保全工	望月寒川溪流保全工	L=5.8km	S42~S50	札幌市	1
小計				11 溪流						42 施設
1級 合計				30 溪流						88 施設

【砂防施設2級】

(箇所)

番号	級	水系名	幹川名	溪流名	工種	えん堤名	諸元	施工年度	市町村名	施設数
1	2	新川	稲穂川	稲穂川	ダム	稲穂川ダム	h=11.0	S63~H1	札幌市	1
2	2	新川	金山川	金山川	ダム	金山川ダム	h=11.0	H1~H2	札幌市	1
3	2	新川	稲積川	稲積川	床固工	稲積川床固工	h=4.0	S63~H1	札幌市	1
4	2	新川	稲積川	稲積川	ダム	稲積川ダム	h=7.5	S61~S62	札幌市	1
5	2	新川	軽川	軽川	ダム	軽川ダム	h=7.0	S42	札幌市	1
6	2	新川	富丘川	富丘川	床固工群	床固工群		H1~H2	札幌市	4
7	2	新川	富丘川	富丘川	ダム	富丘川ダム	h=13.0	S62~H1	札幌市	1
8	2	新川	上富丘川	上富丘川	床固工群	上富丘川床固工群		S61~S62	札幌市	5
9	2	新川	上富丘川	上富丘川	ダム	上富丘ダム	h=8.0	S60	札幌市	1
10	2	新川	宮の沢川	宮の沢川	ダム	宮の沢ダム	h=6.5	S56	札幌市	1
11	2	新川	宮の沢川	宮の沢川	床固工群	宮の沢床固工群		S62~S63	札幌市	4
12	2	新川	中の川	中の川	ダム	中の川1号ダム	h=13.0	S48~S49	札幌市	1
13	2	新川	中の川	中の川	ダム	中の川2号ダム	h=5.5	S50	札幌市	1
14	2	新川	琴似発寒川	永峰沢川	ダム	永峰沢ダム	h=8.0	S37~S38	札幌市	1
15	2	新川	琴似発寒川	琴似発寒川	ダム	琴似発寒川平和ダム	h=8.0	S29~S30	札幌市	1
16	2	新川	琴似発寒川	琴似発寒川	ダム	琴似発寒川手稲山ダム	h=10.5	S39~S41	札幌市	1
17	2	新川	琴似発寒川	宮城沢川	ダム	宮城の沢1号ダム	h=9.0	S53	札幌市	1
18	2	新川	琴似発寒川	宮城沢川	ダム	宮城の沢2号ダム、スリット	h=7.5	S59~S60	札幌市	1
19	2	新川	左股川	左股川	ダム	左股川福井ダム	h=7.5	S31~S32	札幌市	1
20	2	新川	左股川	左股川	床固工	左股川福井第2ダム	h=5.0	S54	札幌市	1
21	2	新川	左股川	盤溪川	ダム	盤溪川盤沢ダム	h=6.0	S59~S61	札幌市	1
22	2	新川	左股川	左股川	ダム	左股ダム	h=9.0	S46	札幌市	1
23	2	新川	左股川	源八の沢川	ダム	源八の沢1号ダム	h=10.7	S51~S52	札幌市	1
24	2	新川	左股川	源八の沢川	ダム	源八の沢2号ダム	h=13.0	S58~S60	札幌市	1
25	2	新川	左股川	左股川	ダム	左股川常次の沢ダム	h=11.0	S47~S48	札幌市	1
26	2	新川	左股川	中の沢川	ダム	中の沢ダム	h=10.5	S49~S50	札幌市	1
27	2	新川	左股川	盤溪川	ダム	盤溪ダム	h=8.0	S54	札幌市	1
28	2	新川	円山川	円山川	ダム	円山ダム	h=9.0	S42~S43	札幌市	1
29	2	新川	金山川	金山川	床固工群	金山川床固工群		H3~H5	札幌市	13
30	2	新川	金山川	金山川(支川)	床固工群	金山川支川床固工群		H3~H5	札幌市	2
31	2	新川	濁川	濁川	ダム	濁川1号土砂補足工	h=12.0	H3~H8	札幌市	1
32	2	新川	濁川	濁川	床固工群	濁川床固工群		H3~H8	札幌市	2
33	2	新川	濁川	右濁川	ダム	濁川2号土石流補足工	h=9.5	H3~H8	札幌市	1
34	2	新川	濁川	右濁川	床固工群	右濁川床固工群		H3~H8	札幌市	3
35	2	新川	盤溪川	盤溪峠の沢川	ダム	盤溪峠の沢川1号砂防えん堤	h=5.5	H25	札幌市	1
36	2	新川	病院右の沢川	病院右の沢川	ダム	病院右の沢川1号砂防えん堤	h=7.0	H24~H29	札幌市	1
37	2	新川	山の手2の沢川	山の手2の沢川	ダム	山の手2の沢川1号砂防えん堤	h=5.5	H22~H24	札幌市	1
38	2	新川	左股川	左股川	床固工群	左股川床固工群		S58・H7~H15	札幌市	4
39	2	新川	稲穂川	稲穂川	床固工	稲穂川No1床固工	h=3.5	H2~H6	札幌市	1
42	2	新川	稲積川	稲積1の沢川	ダム	稲積1の沢川堰堤	h=6.0	H28~R3	札幌市	1
	2	新川	稲穂川	稲穂川	溪流保全工	稲穂川溪流保全工、沈砂地		H2~H6	札幌市	1
	2	新川	金山川	金山川	溪流保全工	金山川溪流保全工	L=0.5km	H8~H13	札幌市	2
	2	新川	稲積川	稲積川	溪流保全工	稲積川溪流保全工	L=0.1km	S63~H1	札幌市	1
	2	新川	軽川	軽川	溪流保全工	軽川溪流保全工	L=2.0km	S43~S46	札幌市	1
			小計	24 溪流					74 施設	

【砂防施設2級】

(箇所)

番号	級	水系名	幹川名	溪流名	工種	えん堤名	諸元	施工年度	市町村名	施設数
	2	新川	三樽別川	三樽別川	溪流保全工	三樽別川溪流保全工	L=0.7km	S45~S46	札幌市	1
	2	新川	三樽別川	三樽別川	溪流保全工	三樽別川溪流保全工、沈砂池	L=0.2km	H1~H2	札幌市	1
	2	新川	上富丘川	上富丘川	溪流保全工	上富丘川溪流保全工	L=0.5km	S63~H2	札幌市	1
	2	新川	宮の沢川	宮の沢川	溪流保全工	宮の沢川溪流保全工、沈砂池	L=1.0km	H1~H5	札幌市	1
	2	新川	琴似発寒川	琴似発寒川	溪流保全工	琴似発寒川溪流保全工	L=7.6km	S33~S59	札幌市	1
	2	新川	琴似発寒川	永峰沢川	溪流保全工	永峰沢川溪流保全工	L=0.3km	S33~S59	札幌市	1
	2	新川	左股川	左股川	溪流保全工	左股川溪流保全工下	L=1.7km	S48~S53	札幌市	1
	2	新川	左股川	左股川	溪流保全工	左股川溪流保全工上	L=0.5km	H3~H9	札幌市	1
	2	新川	左股川	盤溪川	溪流保全工	盤溪川溪流保全工	L=0.2km	S59~S61	札幌市	1
小計					溪流	9 施設				
2級 合計				24 溪流	83 施設					
1、2級 合計				54 溪流	171 施設					

地すべり防止施設

地区名	工種	施工年度	市町村名	備考
なし				

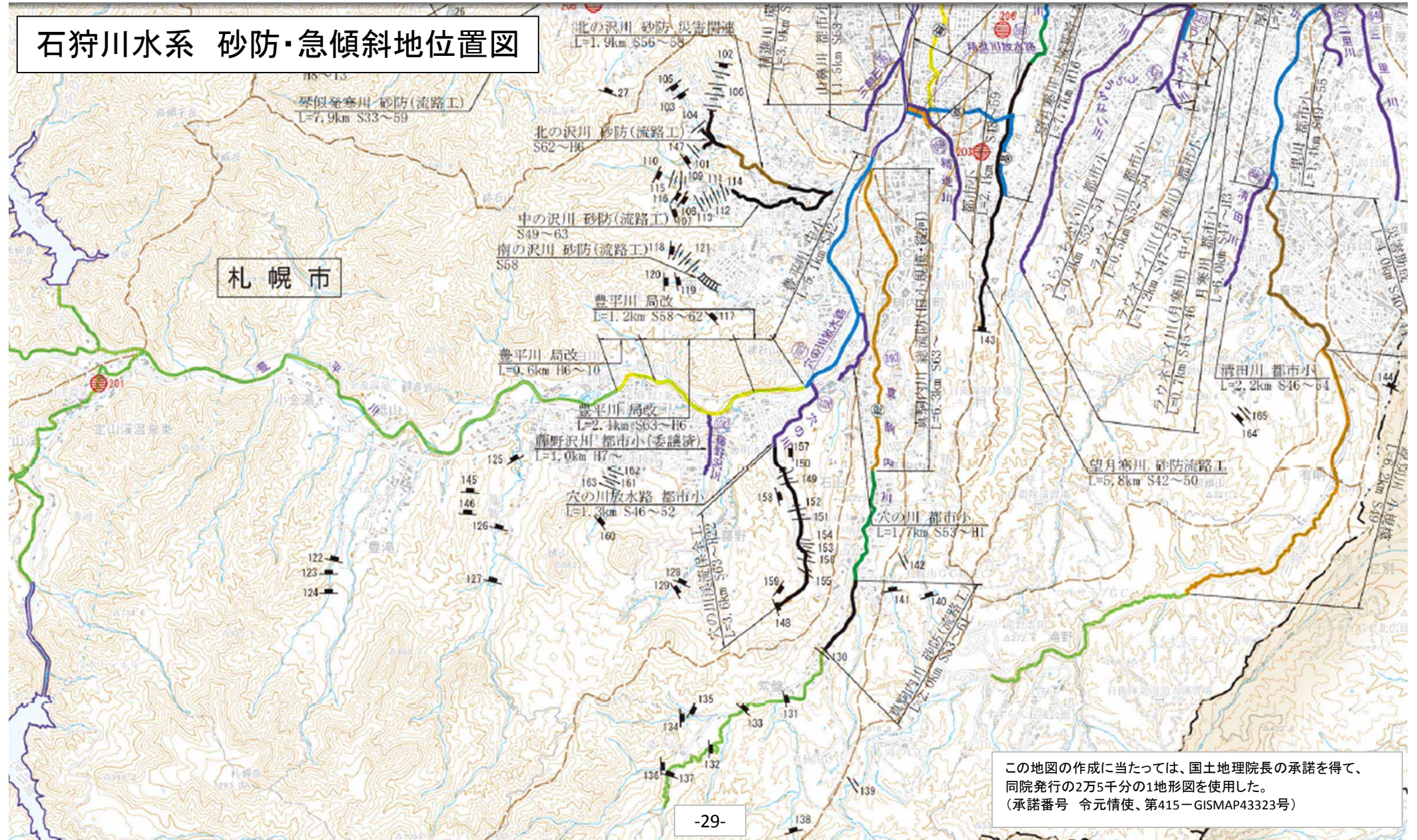
急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	工種	施工年度	市町村名	備考
201	札幌定山溪温泉東3丁目	法枠工	H1~H2	札幌市	L=275m
202	札幌手稲平和	土留柵工	H3	札幌市	L=210m
206	札幌平岸4条12丁目	法枠工	H9~H12	札幌市	L=295m
205	札幌盤溪14	地山補強土工	H20~H24	札幌市	L=124m
204	札幌盤溪13	地山補強土工	H22~H25	札幌市	L=121m
203	札幌澄川5	吹付法枠工	H24~H25	札幌市	L=90m
207	札幌山の手1	土留柵工	H23~H26	札幌市	L=138m

雪崩対策施設

地区名	工種	施工年度	市町村名	備考
なし				

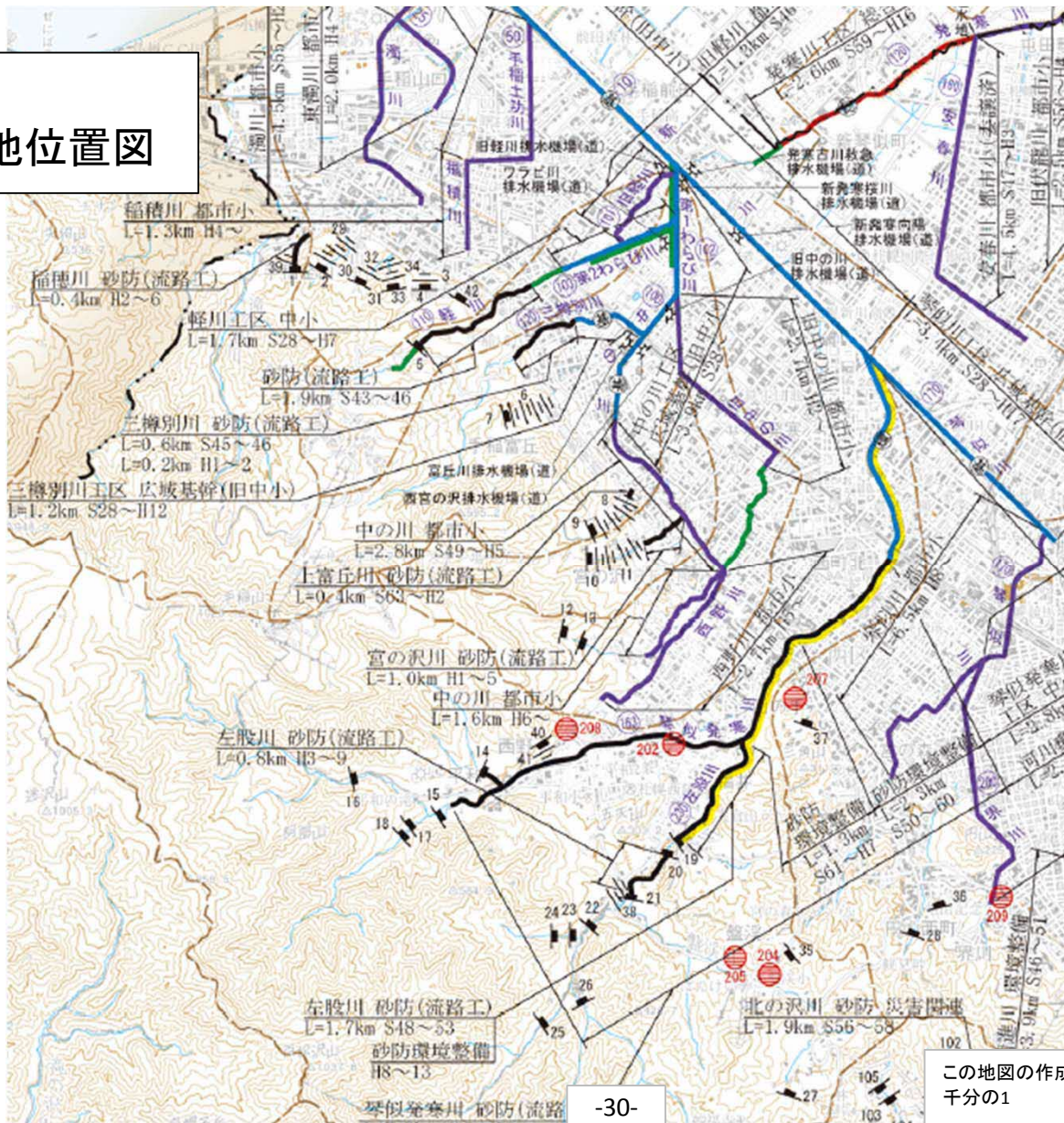
石狩川水系 砂防・急傾斜地位置図



札幌市

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承諾番号 令元情使、第415-GISMAP43323号)

新川水系 砂防・急傾斜地位置図



凡	例
	出張所界(治水管轄)
	中小河川改修事業
	小規模河川改修事業
	局部改良事業
	広域基幹河川改修事業
	総合流域防災事業
	都市小河川改良事業
	災害(助成・関連)
	建設
	管理
	突頭
	△(多目的)
	△(治水)
	砂防えん堤・砂防床固工
	地すべり・急傾斜
	砂防事業(流路工)
	総合治水事業
	障害防止工事
	環境整備工事
	激特工事
	20条工事
	要改修区間の未改修
	上記以外の管理区間

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の2万5千分の1

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。
【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○一斉点検の実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	○河川利用施設箇所 ・琴似発寒川(札幌市西区)外	施設位置 (パトロール図)
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○一斉点検の実施		施設位置 (パトロール図)
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○一斉点検の実施		施設位置 (パトロール図)
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○一斉点検の実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	○河川利用施設箇所 ・琴似発寒川(札幌市西区)外	
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う	○要注意箇所として望月寒川を札幌市と連携して監視		

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。
【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	施設機能回復	塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所で草本類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を气象台と建設管理部が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			

IV 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(河川局海岸)

(単位:km)

海岸名	市町村名	管理延長備	備考
石狩海岸			
海岸保全区域	石狩市	2.8	
一般公共海岸	石狩市	2.1	
計		4.9	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 事業課管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	施設機能回復	整地・土砂除去・ 飛砂防止	海岸の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより状況を把握し、必要に応じて対処			
		流木・漂着物除去	海岸の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対処			
		その他	不法投棄物処理	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対処	海岸保全区域へのバギー車等の乗り入れ		

V 資料編

1. 管内関係機関

機関名	住 所	電話番号
(国の関係機関)		
札幌開発建設部 札幌河川事務所	札幌市南区南33条西8丁目	011-581-3235
札幌開発建設部 河川管理課	札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-0340
(道の関係機関)		
石狩振興局地域政策課	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5818
(市町村の関係機関)		
札幌市危機管理対策課	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-3062
札幌市河川管理課	札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1	011-818-3415
札幌市道路維持課	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2632
江別市総務課	江別市高砂町6番地	011-381-1407
石狩市総務課	石狩市花川6条1丁目30番地2	0133-72-3190
(その他の関係機関)		

2. 水防等資材保管一覧

機材・資材名	規 格	数 量	備 考
土のう	48cm × 62cm	800 枚	
	45cm × 60cm	1,550 枚	
大型土のう	60cm × 100cm	66 枚	
ふくらむ土のう	30cm × 60cm	80 枚	
オイルフェンス	φ 0.2 × 1.5	148 m	
オイルマット	タフネルBL-65	740 枚	
	タフネルBL-6500	130 m	
	タフネルBL-F	104 m	
	アブラスOCR-1	448 m	
	森の木太郎(20cm × 27cm)	240 枚	
	タフネルAB500	100 枚	
	オイルプロッター-F1(10m)	80 m	
ブルーシート	10.0m × 10.0m	12 枚	
	3.6m × 5.4m	1 枚	
	5.4m × 7.2m	4 枚	